

平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名　日本テレビ放送網株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　大久保好男
(コード番号 9404 東証第一部)
問合せ先　総務局総合広報部長　　智片 健二
(TEL. 03-6215-1111)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 78 期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしましたが、その有効期間は平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 79 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。そこで、平成 24 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に所要の修正を行った上でこれを更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本更新に伴う主な変更点は、①当社が認定放送持株会社に移行することに伴う所要の修正を行ったことに加え、②本新株予約権（下記三 2. (1) (c) において定義されます。）の無償割当てその他本プランの発動においてとりうる施策の見直しを行ったこと、③意向表明書（下記三 2. (2) (b) において定義されます。）の内容の見直しを行ったこと、④当社より買付者等（下記三 2. (2) (a) において定義されます。）に対して提供を求める情報の項目について見直しを行ったこと、⑤企業価値評価独立委員会規則を一部改定したこと等です。

また、当社は、本日、「日本テレビ放送網株式会社、株式会社 BS 日本及び株式会社 シーエス日本の認定放送持株会社体制への移行に関する統合契約、吸収分割契約及び株式交換契約の締結についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を認定放送持株会社とするグループ経営体制に移行する（以下「本持株会社化」といいます。）予定です。認定放送持株会社制度は、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能とするため、放送事業者に持株会社によるグループ経営を認めるものですが、認定放送持株会社においては、放送の多元性等を確保する観点から、放送法上、原則として、総株主の議決権の 33% を超える割合の議決権の保有が制限されており、当

社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行した後は、かかる制限が適用されることになります。

もっとも、当社取締役会といたしましては、当社の基本方針を踏まえ、当社の株主構成や事業の属性等を勘案し、本持株会社化後も、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みとして、引き続き本プランを維持することが必要であると考えております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、卓越したコンテンツ制作力にあります。こうしたコンテンツ制作力の根幹にあるのは、主に、①優秀な人材の確保・育成、②コンテンツ制作に携わる外部の関係者との信頼関係の維持、③ネットワーク各社との協力・信頼関係の維持、④中長期的な視野に立って高品質のコンテンツを作り上げることを推奨する企业文化の維持、⑤安定した業績及び財務体質の維持、及び⑥放送事業者としての公共的使命を全うすること等です。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者によ

る大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 28 年に民放として初のテレビジョン放送を開始して以来、わが国のテレビ放送業界におけるパイオニアとして、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。今後もこうした利益を確保・向上させていくことが最優先の課題であると考えております。

当社は、報道・スポーツ・バラエティー・情報番組・ドラマ・ドキュメンタリー等、あらゆる放送分野において、視聴者から愛される番組を創造し得る卓越したコンテンツ制作力を有し、長期にわたり、株主、視聴者、消費者、スポンサー、取引先等から常に高い支持と信頼を勝ち得てきました。こうしたコンテンツ制作力こそが、当社が放送業界における激しい競争を勝ち抜く上での最大の強みであり、当社の企業価値・株主共同の利益の源泉となっています。当社の卓越したコンテンツ制作力は、主に以下ののような事由によって支えられています。

① 人材の確保・育成

パイオニア精神を備えた優秀な人的資産を社内に確保し、これを育成していくことが、高品質なコンテンツ制作のためには必要不可欠です。例えば、当社は、当時他社では技術的に実現不可能といわれた「箱根駅伝」の完全生中継、「愛は地球を救う」をコンセプトとした日本で初めての試みであるチャリティ番組「24 時間テレビ」等をはじめとして、時代をリードする新たな試みを次々と創造し、国民的番組としてわが国の放送文化に根付かせてきました。これら歴史的なコンテンツは、当社の企业文化のもとで育成されたクリエーター達の熱意によって初めて実現されたものです。

② 外部関係者との信頼関係の維持

コンテンツの制作にあたっては、スポンサー、出演者、制作会社、放送作家等外部の関係者との強力な連携を要します。当社は、長年にわたり、これらの関係者と良好な信頼関係を維持しており、こうした信頼関係が、コンテンツの品質の維持・向上に大きく寄与しています。

③ ネットワーク各社との協力・信頼関係の維持

当社は、NNN (Nippon News Network)、及び NNS (Nippon Television Network System) という 2 つのネットワーク組織を擁しております。NNN はニュースを相互にネットすることを目的とした組織で現在 30 社が加盟しており、NNS は主に日本テレビの番

組をネットワーク各社に供給することを目的に結成され、共同事業やメディア研究等の幅広い活動に取り組み、現在 29 社が加盟しています。当社が長年にわたって良好な信頼関係を築き上げてきたこれらの強力なネットワークは、当社の大きな財産となり、当社のコンテンツ制作力を支えています。

④ 企業文化の維持

当社においては、コンテンツの制作に関与する社内の人材及び外部の関係者が、経営陣との強い信頼関係の下、その能力を遺憾なく発揮し、必ずしも近視眼的な発想のみに捉われることなく、中長期的な視点に立って質の高いコンテンツを制作することを推奨する企業文化が伝統的に醸成され、維持されてきています。この企业文化を維持し、発展させてこそ、パイオニア精神に満ちた内外の優秀な人的資源の潜在能力が如何なく発揮され、独創的なコンテンツの制作が可能となるものと考えております。

⑤ 安定した業績・財務体質の維持

質の高いコンテンツの制作には、安定的に資金の配分を行う必要がある一方で、短期間に多額の資金を必要とすることも少なくありません。放送事業者は、このような多様な資金ニーズに柔軟に対応するため、健全な業績・財務状態を常に維持し、安定した業務運営を可能ならしめる強固な経営基盤を有していることが必要不可欠です。こうした安定的な財務体質は、高品質なコンテンツの制作の実現を経済的側面から支えています。

⑥ 放送事業者としての公共的使命

放送事業者は、電波という公共の財産を預かる者としての公共的使命を有しています。長期的視野に立って、視聴者の視点、社会秩序や公序良俗に配慮した放送文化の向上に努め、企業としての社会的責任を果たしていくことは、放送事業者の重要な使命です。当社は、そのような観点から、客觀性・公正性を維持した報道番組作り等に努めるほか、各種の社会貢献活動を行ってきております。こうした当社の公共的側面は、視聴者やスポンサー等からの信頼の獲得や、当社のブランドイメージの醸成に大きく寄与しており、こうして獲得された信頼やブランドイメージは、当社における高品質なコンテンツ制作の背景となり、最終的には、株主共同の利益の向上をもたらすものです。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

本年 3 月 29 日に、当社、株式会社 B S 日本及び株式会社シーエス日本は、認定放送持株会社制度のもと、経営統合することで基本合意に達し、各社株主総会での承認、総務大臣からの認定を条件に本年 10 月 1 日(予定)より新体制で出発することになります。

した。現在、上記3社の代表者からなる統合準備委員会主導のもと、新体制における中期経営計画策定を進めています。このため、本年度は暫定的に現日本テレビグループにおける「2012経営方針」を作成いたしました（詳細については、5月10日付当社プレスリリース「日本テレビグループ『2012経営方針』の概要について」をご参照下さい。）。なお、新体制としての中期経営計画につきましては策定後速やかにお知らせいたします。

新方針での取組みのポイントは以下のとおりです。

- (1) 報道機関としての信頼性の維持・向上
- (2) 人々を豊かにするコンテンツの創造
- (3) 繼続的成長を目指した変化への対応
- (4) 海外における確固たるポジションの獲得
- (5) メディア企業ならではの社会貢献
- (6) 働く人全てが能力を発揮できる環境の醸成

また、当社は、来年8月に開局60周年を迎えます。それを起点とした“Next 60”に対応できる体制体質を構築すべく、社長を委員長とし、取締役及び執行役員をメンバーとした「開局60年委員会」を立ち上げました。当委員会においては、上記新方針に沿い、新しい目で現在の事業、現在の業務を見直して重点課題を洗い出しました。その結果、より効率的な業務運営を目指す業務刷新プロジェクト、当社ブランドイメージの確立プロジェクト、新規事業開発プロジェクトなど数多くのプロジェクトが立ち上がり、現在各プロジェクトチームが具体的検討を進めています。

3. 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全15名のうち5名を社外取締役としており、本定時株主総会においては、5名の社外取締役を含む取締役全17名を選任する旨の議案を付議する予定です。また、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。当社は、これらの取組みに加え、今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、多メディア化の時代に

最強の総合メディアとして発展・成長を続けることを目指す中で、事業分野も拡大しています。そして、その全体像を適切に把握した上で当社の各事業分野と人的ネットワークを有機的に結合させ、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益を最大化していくことが強く期待されています。従って、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際には、当社の企業価値の源泉に対する買収者の理解や配慮のほか、当該大量買付等の内容、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、当社定款第13条に基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本更新を行うことを決定いたしました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「大株主の状況」のとおりです¹。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定め

¹ 平成24年3月31日現在、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社は、当社の議決権の23.37%に相当する株式を保有（間接保有を含みます。）しておりますが、当社と株式会社読売新聞グループ本社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定を行っております。

ています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当て等による本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得行為を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 企業価値評価独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(5)「企業価値評価独立委員会の利用」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランに係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案²を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

² 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準備法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかにこれを企業価値評価独立委員会に送付します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹¹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹²
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨ 当社の発行済み株式の一部を買い付けた場合に、他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他企業価値評価独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書及び企業価値評価独立委員会から追加的に提出を求められた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営方針・事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として 60 日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

- ② 企業価値評価独立委員会による検討等

¹⁰ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹¹ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

¹² 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものを含みます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長 60 日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います（以下かかる企業価値評価独立委員会による情報収集及び検討等に要する期間を「企業価値評価独立委員会検討期間」といいます。）。また、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

企業価値評価独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、企業価値評価独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 企業価値評価独立委員会の勧告

企業価値評価独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、企業価値評価独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その 2（以下「発動事由その 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにお

いでは本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
 - (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合
- ② 本プランの不発動を勧告する場合
- 企業価値評価独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合、企業価値評価独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。
- 上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うものとします。
- ③ 企業価値評価独立委員会検討期間の延長を行う場合
- 企業価値評価独立委員会が、当初の企業価値評価独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、企業価値評価独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として 30 日を上限とします。）で、企業価値評価独立委員会検討期間を延長することができるものとします。
- 企業価値評価独立委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会により上記(e)に従って勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、上記(e)①に従い、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、企業価値評価独立委員会検討期間が開始した事実並びに企業価値評価独立委員会検討期間の延長が行われた事実、並びに延長された期間及び理由を含みます。）、企業価値評価独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他企業価値評価独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当て等を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることがあります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当

社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作体制を支える当社の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や当社の企业文化を破壊し、又は、放送法若しくは電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日終了時における当社の株主（但し、当社を除きます。）に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹³、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹⁴、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当す

¹³ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有すること

る者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁵（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁶が存在する場合を除き本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者や外国人等¹⁷も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者及び外国人等の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるも

が当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

¹⁶ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるところなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

¹⁷ ①日本の国籍を有しない人（電波法第5条第1項第1号）、②外国政府又はその代表者（同項第2号）、③外国の法人又は団体（同項第3号）及び①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第6条の3の3で定める割合以上である法人又は団体（同法第5条第4項第3号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、平成24年10月1日以降は、本持株会社化が効力を発生することを条件として、①日本の国籍を有しない人（放送法第159条第2項第5号イ(1)）、②外国政府又はその代表者（同号イ(2)）、③外国の法人又は団体（同号イ(3)）、及び①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が放送法施行規則第185条で定める割合以上である法人又は団体（放送法第159条第2項第5号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいうものとします。本書において同じとします。

のとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

但し、外国人等が有する本新株予約権（以下「外国人保有本新株予約権」といいます。）については、これを取得するのと引換えに交付する財産は、(A)当社取締役会が電波法第 5 条第 4 項第 2 号（但し、本持株会社化効力発生後は、放送法第 159 条第 2 項第 5 号イ）又は同項第 3 号（但し、本持株会社化効力発生後は、同号ロ）に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、電波法（但し、本持株会社化効力発生後は、放送法）に定めるところにより、当社の議決権総数の 20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に對象株式数を乗じた数の当社株式と、(B)外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式及び金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。

③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 企業価値評価独立委員会の利用

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値評価独立委員会を設置しており、本更新にあたっても、これを維持します。本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役4名から構成されます（企業価値評価独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「企業価値評価独立委員会規則の概要」のとおりであり、本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は別紙2「企業価値評価独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした企業価値評価独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月10日現在施行されている規定を

前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日終了時における当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(e)①に記載した企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の

皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。) その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 2. (4) 「本新株予約権の無償割当ての概要」(g) の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません (但し、外国人等に該当する株主の皆様に対し本新株予約権の取得と引換えに金銭の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆様の有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる金銭の交付がなされる限りで当該株主の皆様の議決権比率につき希釈化が生じる可能性があります。)。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります (但し、外国人等に該当する株主の皆様は、上記 2. (4) 「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)②に定めるところに従って当社株式及び／又は金銭を受領することができます。)。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき

ましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

経営方針、コーポレート・ガバナンスの強化等といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと 등을可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記三.1.「本プランの目的」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記三 2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約 1 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性のある社外取締役等の判断の重視と情報開示

上記三 2. (5)「企業価値評価独立委員会の利用」に記載したとおり、本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される企業価値評価独立委員会による勧告を必ず得ることとされています。また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2. (2)「本プランに係る手続」(e)及び上記三 2. (3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本プランに係る手続」(d)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ 当社取締役の任期が 1 年であること

当社は、取締役の任期を 1 年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとし、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社

においては取締役の期差任期制は採用されないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

企業価値評価独立委員会規則の概要

- ・ 企業価値評価独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 企業価値評価独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 企業価値評価独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値評価独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、企業価値評価独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 企業価値評価独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当て等の実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値評価独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値評価独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、企業価値評価独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が企業価値評価独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ④ 買付者等との交渉・協議
- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の代替案の検討
- ⑥ 企業価値評価独立委員会検討期間の延長
- ⑦ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
- ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
- ⑨ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
- ⑩ その他本プランにおいて企業価値評価独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑪ 当社取締役会が別途企業価値評価独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 企業価値評価独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他企業価値評価独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各企業価値評価独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値評価独立委員会を招集することができる。
- ・ 企業価値評価独立委員会の決議は、原則として、企業価値評価独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、企業価値評価独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

企業価値評価独立委員会委員略歴

本更新当初の企業価値評価独立委員会の委員は、以下の 4 名を予定しております。

まえ だ ひろし
前 田 宏

職歴

1977(昭52)年 4月 最高検察庁検事
1983(昭58)年12月 法務事務次官
1985(昭60)年12月 東京高等検察庁検事長
1988(昭63)年 3月 檢事総長
1990(平 2)年 6月 弁護士登録 (現)
2005(平17)年 6月 当社 取締役 (現)

主なる兼職

1990(平 2)年 5月 総合ビル管理株 (現 株)アール・エス・シー 取締役 (現)

※前田 宏氏は、当社社外取締役です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

つつみ せい じ
堤 清 二

職歴

- 1966(昭41)年 2月 株西武百貨店 代表取締役社長
1986(昭61)年 5月 財団法人高輪美術館（現 セゾン現代美術館）理事長（現）
1987(昭62)年 7月 財団法人（現 公益財団法人）セゾン文化財団 理事長（現）
1991(平3)年 2月 株セゾンコーポレーション 代表取締役会長
2006(平18)年 6月 当社 取締役（現）

※堤 清二氏は、当社社外取締役です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

いま い
今 井 敬

職歴

1993(平5)年 6月 新日本製鐵(株) 代表取締役社長
1998(平10)年 4月 同社 代表取締役会長
1998(平10)年 5月 社団法人経済団体連合会(現 日本経済団体連合会) 会長
2007(平19)年 6月 当社 取締役(現)
2008(平20)年 6月 新日本製鐵(株) 社友名誉会長(現)

主なる兼職

1995(平7)年 7月 日本生命保険相互会社 監査役(現)
1999(平11)年 7月 日本電信電話(株) 取締役(現)
2002(平14)年 6月 日本証券金融(株) 取締役(現)

※今井 敬氏は、当社社外取締役です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

かき ぞえ ただ お
垣 添 忠 生

職歴

1992(平4)年 1月 国立がんセンター
(現 独立行政法人国立がん研究センター) 病院 病院長
2002(平14)年 4月 同センター 総長
2007(平19)年 3月 財団法人 (現 公益財団法人) 日本対がん協会 会長 (現)
2007(平19)年 4月 国立がんセンター
(現 独立行政法人国立がん研究センター) 名誉総長

主なる兼職

2009(平21)年 6月 テルモ株式会社 取締役 (現)

※垣添忠生氏は、当社社外取締役です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

別添

大株主の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在

順位	株主名	持株数	議決権比率
1	株式会社読売新聞グループ本社	3,764,948	15.2%
2	讀賣テレビ放送株式会社	1,574,836	6.3%
3	株式会社読売新聞東京本社	1,363,920	5.5%
4	シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	970,179	3.9%
5	日本トラステイ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	962,810	3.8%
6	シービーニューヨークオービス ファンズ	938,503	3.7%
7	学校法人帝京大学	897,270	3.6%
8	日本マスター トラスト信託銀行 株式会社(信託口)	883,250	3.5%
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	760,500	3.0%
10	株式会社リクルート	645,460	2.6%

(注)議決権比率は小数第 1 位未満を切り捨てて表示しております。